

鳥羽市 通学路交通安全プログラム

～通学路の交通安全確保に関する取組み方針～

令和8年4月

鳥羽市交通安全対策協議会

1. プログラム策定について

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことをうけ、同年6月に鳥羽市においても、通学路における交通安全の確保に向けた緊急合同点検が、教育委員会主導により道路管理者、鳥羽警察等、関係各機関の参加のもと実施されました。

通学路の安全確保に向け取組みを継続的なものとするため、鳥羽市の区域内における交通安全の保持について、行政機関及び関係団体と連絡調整し、適切な措置を図ることを目的に設置されている「鳥羽市交通安全対策協議会」にて協議を行うと共に、本市では平成26年4月より「ウォーキングのまち鳥羽」を掲げ、多くの市民が日々のウォーキングを通じて歩行者にやさしい道づくりに対する関心が高まっていることから、市民の方からの声も反映した「鳥羽市通学路交通安全プログラム」を策定しました。

<鳥羽市交通安全対策協議会メンバー>

関係団体

鳥羽地区交通安全協会、近畿日本鉄道（株）鳥羽駅、三重交通（株）伊勢営業所、鳥羽市自治会連合会、鳥羽市老人クラブ連合会

市及び関係行政機関

三重県志摩建設事務所、鳥羽警察署、鳥羽市小中学校校長会、教頭会、鳥羽市教育委員会、定期船課、建設課、市民課

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携し、児童生徒が安全に登下校できるよう通学路の安全確保を図っていきます。

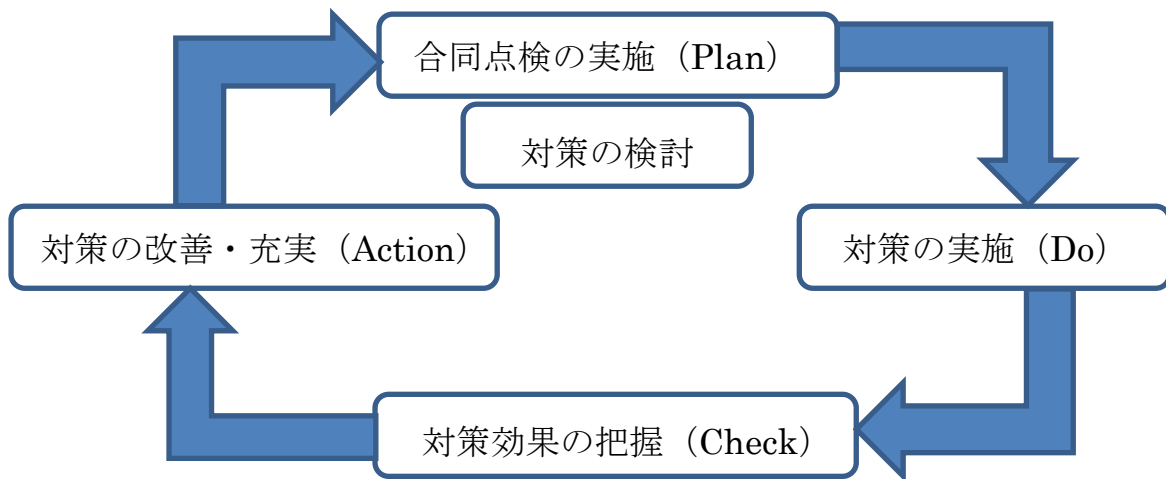
2. 取組み方針

(1) 基本的な考え方

通学路の安全を確保するため、緊急合同点検の実施後も継続して合同点検を行い、対策の実施、効果の把握、対策の改善・充実を行います。

これらの取組み（PDCAサイクル）を繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

【通学路安全確保に向けた考え方（P D C Aサイクル）】



(2) 定期的な合同点検（P l a n）

○合同点検実施時期等

- ・市内の小中学校を本土、離島に分け隔年に1回合同点検を行います。
- ・効率的・効果的に合同点検を行うため、交通安全対策協議会にて事前に重点課題を設定し、合同点検を実施します。

○合同点検の体制

- ・各小中学校関係者、保護者、自治会等代表及び交通安全対策協議会委員にて実施。

(3) 対策の検討

- 合同点検結果から明らかとなった対策必要箇所について、誰もが安全に歩きやすい歩道の整備や防護柵等の設置（ハード）や交通規制や交通安全教育、啓発広報活動（ソフト）等、具体的な実施メニューを検討します。

(4) 対策の実施（D o）

- 対策の実施にあたっては、円滑に進むよう、関係者間で調整し連携を図ります。

(5) 対策効果の把握 (C h e c k)

- 合同点検結果に基づき対策が行われた実施箇所について、効果の把握を行い、児童生徒が安全に登下校できているのか確認を行います。
- ・登下校時の時間帯の調査と、車両と歩行者の離隔測定を行います。
- ・近隣住民や児童生徒らへの聞き取り調査等を行います。

(6) 対策の改善・充実 (A c t i o n)

- 対策効果の把握の結果を踏まえ、対策内容の改善や充実を図ります。

3. 危険箇所・対策箇所地図、危険箇所・対策箇所一覧の公表

小中学校ごとの点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するため「危険箇所・対策箇所地図」「危険箇所・対策箇所一覧」を作成し公表します。

【別添資料】

- (1) 危険箇所対策箇所地図
- (2) 危険箇所・対策箇所一覧